

1 基本的な考え方

本市における人口の現状は、平成 18 年の柳津町との合併以前から減少傾向にあり、将来推計を見ても、現状のまま推移した場合、引き続き人口減少が進むものと推計されます。今後、更に人口が減少し、高齢化が進展すると想定される中においても、市民にとって暮らしやすく、“住み続けたい”と思えるような定住環境を整えていく必要があります。

そのためには、誘導区域内へ居住や都市機能施設を誘導することが重要となることから、以下の誘導施策の方針を基に取り組んでいきます。

2 誘導施策の方針

(1) 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

居住誘導区域内に居住を誘導するためには、誘導する人たちのニーズに沿った施策等を実施していく必要があります。

そのため、居住を誘導するための住宅施策や中心市街地活性化などにより居住の集積を図ると共に、居住環境を向上させるための交通施策や基盤整備事業等を実施します。

また、歩いて暮らせるまちづくりを構築することで健康の向上と賑わいの形成を図り、健幸で快適な居住環境を実現することで居住の誘導を図ります。

居住誘導施策として、以下の項目について展開・検討していきます。

- ・ 中心市街地活性化や居住の誘導のための事業
- ・ 良好な居住環境形成のための交通施策や基盤整備事業
- ・ 歩いて暮らせるまちづくりのためのスマートウエルネス事業
- ・ 国の制度・支援の活用や市独自の事業 など

(2) 都市機能誘導区域内に都市機能誘導施設を維持・誘導するための施策

都市機能誘導区域内に都市機能誘導施設を誘導するためには、地域の実状に合った施策等を実施していく必要があります。

そのため、都市機能誘導施設の整備のみならず、都市機能誘導施設を利用するに当たって必要となる公共交通や周辺の基盤整備等の施策や事業を実施します。

また、都市再生特別措置法の改正に伴い、都市機能誘導区域への施設の誘導にあたっての各種支援制度が拡充されていることから、これらの制度を積極的に活用していきます。

都市機能誘導施策として、以下の項目について展開・検討していきます。

- ・ 中心市街地活性化や都市機能誘導施設整備のための事業
- ・ 良好な施設利用環境形成のための交通施策や基盤整備事業
- ・ 国の制度・支援の活用や市独自の事業 など

(3)公共交通に関する施策

■公共交通の方針

「都市の基軸となる公共交通軸の形成により、利便性の高い公共交通ネットワークを構築します。」

- ・都市間移動の公共交通としては鉄道が十分に機能していることから、都市内移動の公共交通の中心であるバス交通施策の推進により利便性の高い公共交通ネットワークの構築を目指す。
- ・少子高齢化、人口減少など地域毎の状況の変化に対応した持続可能な公共交通を確立するため、地域毎の需要に対応しやすい幹線・支線バスへのバス路線再編を推進する。
- ・都市交通の基軸となる幹線バス路線には、軌道系に匹敵する、定時性、速達性に優れた次世代のバスシステムである BRT※6 の導入を目指す。
- ・幹線バスから離れた地域の通勤・通学行動を支える支線バスと高齢者などの通院、買い物などの日常生活に必要な移動を支えるコミュニティバスを幹線バスとネットワーク化し、本市が目指す「多様な地域核のある都市」を支えるバスネットワークの構築が図れるよう、幹線バスの起終点にトランジットセンターの設置を目指す。
- ・市街地において、公共交通軸の沿線及びトランジットセンター・拠点バス停近傍に都市機能の誘導を図るとともに、公共交通の利便性が高い地域への集住を促し、公共交通を都市の基軸とした手のひら型のコンパクトなまちづくりの実現を目指す。
- ・トランジットモールなど中心市街地の活性化及び回遊性の向上に寄与する施策を検討することにより、公共交通とまちづくりとの連携を図る。

そのため、以下の施策について位置付けます。

- ・岐阜市総合交通戦略（2014-2018）の事業
- ・岐阜市地域公共交通網形成計画の事業 など

※6 **BRT**：「Bus Rapid Transit」の略で、バスレーンの導入など走行環境の改善によるバスの定時性や速達性を確保し、連節バスなどの車両の高度化とあわせ、利便性・快適性を高めた次世代のバスシステムのこと。

(4)「居住誘導区域」の外側の地域の施策

居住誘導区域の外側の地域については、引き続き従来の都市計画マスタープランの考え方と同様に、住環境の維持・保全を図るとともに、地域交通等の居住に関するセーフティネットの維持・確保に努めます。

また、都市機能誘導区域に指定されない拠点区域についても、引き続き従来の都市計画マスタープランの考え方と同様に、それぞれの拠点としての機能が発揮できるよう、必要な取り組みを実施します。

そのため、「岐阜市都市計画マスタープラン」で示されている整備方針に基づき、施策を実施します。

3 誘導施策

(1) 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

具体的には、関連計画等に位置付けられた施策について、それぞれの計画に基づき進めていくとともに、国の支援のある施策や市独自の事業について、居住の誘導の進捗状況により実施を検討します。

【関連計画等に位置付けられた施策等】

項目	名称	概要
中心市街地 活性化	市街地再開発事業	高島屋南地区・岐阜駅前東地区・岐阜駅前中央東地区・岐阜駅前中央西地区
	高島屋南地区公共施設整備事業	子育て支援施設、健康・運動施設を整備する。
	【岐阜市まちなか居住支援事業】 中心市街地新築住宅取得助成事業	中心市街地において、新築住宅を取得するために金融機関と住宅ローンを契約した者に対し、建設費又は購入費の一部を助成する。
	【岐阜市まちなか居住支援事業】 中心市街地個人住宅取得資金利子補給事業	中心市街地において、住宅を取得するため金融機関と住宅ローンを契約し、さらにその住宅ローンに対し岐阜県の住宅建設等又は中古住宅の利子補給制度に基づく利子補給を受ける者に対し、同額の利子補給金を岐阜市が上乘せ補給する。
	【岐阜市まちなか居住支援事業】 まちなか賃貸住宅家賃助成事業	中心市街地及びその周辺エリアに立地する民間賃貸住宅に、岐阜市外から転入して居住した者に対し、家賃の一部を助成する。
	中心市街地建替え促進事業	中心市街地内の老朽化した建物の建替えや既存建物のリノベーションを促進する。
住 宅	住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業	高齢者、障がい者、子育て世帯の居住の安定確保を図るため、空き家等を活用し一定の質が確保された低廉な家賃の賃貸住宅を供給する事業者に対し、その改修工事に係る費用の一部を国が補助する。
	サービス付き高齢者向け住宅事業	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する賃貸住宅を登録する。
	家賃債務保証制度	満 60 歳以上の高齢者世帯等の家賃を保証し、賃貸住宅への高齢者等の入居を支援・促進する。
	住み替え支援事業	中古住宅に関する情報提供やマイホーム借り上げ制度に関する相談窓口を設置する。
スマート ウェルネス ^{※7}	スマートウェルネス推進事業	歩行環境の整備・自転車利用環境の整備・公共交通利用環境の整備・BRT の導入・高島屋南地区公共施設整備事業・健康ステーション事業
基盤整備	名鉄名古屋本線連続立体交差事業	名鉄岐阜駅～岐南駅 (L=2.9km)
	土地区画整理事業	・玉宮地区 ・鷺山中洙 ・(仮称) 加納・茶所駅周辺
	都市公園・緑地等事業	良好な居住環境を形成するための、都市基盤整備を実施する。
	岐阜公園再整備事業	
	道路整備事業(都市計画道路、1、2級幹線道路等、道路局部改良)	
	道路環境整備事業(歩道整備、バリアフリー、拡幅等)	
無電柱化推進事業		

項目	名称	概要
基盤整備	自転車走行環境整備事業	良好な居住環境を形成するための、都市基盤整備を実施する。
	狭あい道路拡幅事業	
	橋梁耐震補強事業	
	道路橋梁維持補修事業（橋梁長寿命化）	
	道路修景整備事業	
	地区計画（区画道路等）	

※7 スマートウェルネス：「賢く（スマート）健康（幸）（ウェルネス）」を政策の中核にとらえたまちづくりのことで、健康施策とまちづくり施策を一体的に進めることにより、暮らすうちに誰もが健康で幸せになれるまち、「健幸都市」を創ろうという取組み。

【今後検討が必要な施策等】

項目	名称	概要
国の支援・制度	都市再生整備計画事業	都市基盤の整備を実施し、良好な居住環境を形成する。（道路・公園・地域生活基盤施設・高質空間形成施設・土地区画整理事業等）
	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業	集約促進景観・歴史的風致形成推進計画に位置付けられた景観・歴史的風致形成を推進する取組（景観重要建造物等の修理等）を支援する。
	居住調整地域の設定	居住誘導区域外の市街化区域内のうち、災害の危険性の高い区域等について、居住調整区域を設定し、居住誘導区域内への誘導について検討する。
市独自の事業	居住誘導区域内居住支援事業	居住誘導区域内へ転居する人を対象とした支援策を検討する。
	居住誘導区域内不動産取得費用支援	居住誘導区域内に、自らが居住する住宅（マンション含む）を取得する世帯に対し、取得に係る費用（登録免許税、不動産取得税等）についての助成について検討する。
	居住誘導区域居住体験事業	居住誘導区域内の空き家などを活用し、一定期間居住誘導区域内での居住体験等について検討する。
	用途地域の見直し等	土地利用の状況や変化等を踏まえ、用途規制等について検討する。

(2) 都市機能誘導区域内に都市機能誘導施設を維持・誘導するための施策

具体には、関連計画等に位置付けられた施策について、それぞれの計画に基づき進めていくとともに、国の支援のある施策や市独自の施策について、都市機能の誘導の進捗状況により実施を検討します。

【関連計画等に位置付けられた施策等】

項目	名称	概要
中心市街地活性化	市街地再開発事業	高島屋南地区・岐阜駅前東地区・岐阜駅前中央東地区・岐阜駅前中央西地区
	高島屋南地区公共施設整備事業	子育て支援施設、健康・運動施設を整備する。
	大規模小売店舗立地法の特例措置	手続きの簡素化
	空き店舗活用事業	空き店舗を活用した場合、賃借料及び初期費用の一部を補助する。
	中心部コミュニティバス推進事業	市中心部を循環する路線バスを運行する。
スマートウエルネス	スマートウエルネス推進事業	歩行環境の整備・自転車利用環境の整備・公共交通利用環境の整備・BRTの導入・高島屋南地区公共施設整備事業・健康ステーション事業
都市機能誘導施設整備	企業立地サポート	市内に立地を希望する方や市内に事業用に提供可能な土地等を所有する方のマッチングを行うなど企業立地のサポートの充実を図る。
	新庁舎建設事業	本市の最も中核となる行政施設の整備とともに、中心市街地のにぎわいや回遊性を高め、防災拠点としての機能を強化する。
基盤整備	名鉄名古屋本線連続立体交差事業	名鉄岐阜駅～岐南駅 (L=2.9km)
	土地区画整理事業	・玉宮地区 ・(仮称)加納・茶所駅周辺
	都市公園・緑地等事業	良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。
	岐阜公園再整備事業	
	道路整備事業(都市計画道路、1、2級幹線道路等、道路局部改良)	
	ゆとり・やすらぎ道空間事業	
	まちなか歩きルートの整備事業	
	無電柱化推進事業	
	自転車走行環境整備事業	
	歩車共存道路整備事業	
	街並み整備推進事業	
	玉宮通り修景整備助成	
	御鯡街道整備事業	
	道路修景整備事業	
	レンタサイクル事業	
	都市再生総合整備事業(歩行者用デッキ整備)	
	道路環境整備事業(歩道整備、バリアフリー、拡幅等)	
橋梁耐震補強事業		
道路橋梁維持補修事業(橋梁長寿命化)		

【今後検討が必要な施策等】

項目	名称	概要
国の支援・制度	都市機能立地支援事業	民間事業者が都市機能誘導施設を中心拠点区域に整備する場合に国が直接支援。 民間事業者への公有地賃料の減免や固定資産税等の減免について検討を行う。
	都市再構築戦略事業	都市機能誘導施設を中心拠点区域等に整備する場合の支援について検討を行う。
	都市再構築型優良建築物等整備事業	都市機能誘導区域内で優良建築物等整備事業制度を活用し、医療施設等の都市機能誘導施設を整備する場合の活用について検討を行う。
	税制措置	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例 誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例 都市再生推進法人^{※8}に土地等を譲渡した場合の特例 誘導施設とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準の特例について検討を行う。
	都市再生整備計画事業	良好な市街地環境の形成を図るため、道路・公園等の都市基盤の整備の実施について検討を行う。
	特定用途誘導地区の設定	医療施設等の都市機能誘導施設を整備する場合、当該区域の容積率で立地が困難な場合に、用途を制限した上での容積率の緩和について検討を行う。
	駐車場立地適正化区域の設定（附置義務駐車場の集約化）	中心市街地の安全性や効率的な土地利用を実現するため、附置義務駐車場の集約化を可能とするための区域の設定について検討を行う。
市独自の事業	都市機能誘導施設立地への助成	都市機能誘導区域外から区域内へ、あるいは、市外から区域内への移転・新築の場合の助成について検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 賃借料の減免（未利用市有地の活用に限定等） 固定資産税、都市計画税等の減免 土地取得費、建設費等にかかる借入金利子補給 不動産取得費用支援（登録免許税・不動産取得税等）
	都市機能誘導区域内未利用公有地の斡旋	都市機能誘導区域内の未利用の公有地について、都市機能誘導施設を整備する民間事業者への活用等について検討を行う。
	都市機能誘導区域内未利用公共施設フロア等の活用・賃貸	都市機能誘導区域内に立地する公共施設において、未利用なフロア等がある場合、都市機能誘導施設としての活用について検討を行う。（小学校等において、児童数減少により空き教室等がある場合、コミュニティ施設等としての活用など）

※8 都市再生推進法人：都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定する。

(3)公共交通に関する施策

公共交通を軸に都市機能が集積した、歩いて出かけられる持続可能なまちづくりを推進するため、JR 岐阜駅を中心に放射状に配置した8つの幹線バスを基幹的な公共交通軸とし、幹線バス、支線バスとコミュニティバスが有機的に連携したバスネットワークを構築するとともに、公共交通サービスの維持及び向上に向けた施策を推進します。

【岐阜市地域公共交通網形成計画】

「地域にとって望ましい公共交通ネットワークのすがた」を実現することを目的とする計画

施策名	概要・施策等
路線再編	幹線・支線バスの再編による公共交通ネットワークの構築 ・JR 岐阜駅をハブターミナルとするバス路線の再編 ・地域に合った支線バスへの再編
BRT 導入	幹線の強化として BRT 化を推進 ・BRT の導入推進
乗継拠点	トランジットセンターの整備によるネットワークの構築 ・トランジットセンター整備検討
コミュニティバス	まちの活力、暮らしを支える地域の移動手段の確保 ・市民協働のコミュニティバスの導入
関係者の連携	多様な関係者の連携と市民の意識啓発 ・多様な関係機関との連携による地域公共交通網の確保

【岐阜市総合交通戦略】

「歩いて出かけられるまち」を戦略的に実現していくことを目的とする計画

戦略名	概要・施策等
公共交通	BRT を軸とした利便性の高い公共交通ネットワークの構築 ・トランジットセンターの整備検討 ・バスレーン、PTPS※9 などバス走行環境の整備 ・連節バス導入と運行効率化に向けた取り組み など
中心市街地	中心市街地活性化と都市の再構築（リノベーション）に向けた交通体系の確立 ・中心市街地へのアクセス補助制度の取組 ・レンタサイクル事業 ・トランジットモール※10 の導入検討 など
健康・低炭素	健康（幸）・環境負荷の少ない質の高い交通環境の創出 ・ゆとり・やすらぎ道空間事業 ・自転車走行環境整備事業 ・パーク&ライド、サイクル&ライドの推進 など
道路	まちの活力、暮らしを支える道路整備と道路空間の活用 ・広域幹線道路の整備・連携 ・幹線道路の整備・連携 ・名鉄名古屋本線連立体交差事業 など
意識	自動車を前提としない交通手段の選択が定着する活動の推進 ・モビリティマネジメントの実施 ・徒歩、自転車、公共交通の利用促進に向けた意識啓発イベント ・公共交通マップの作成 など

※9 P T P S : 「Public Transportation Priority System」の略で、公共車両優先システムのこと。交通管制システムと連携して、バス優先の信号制御を行うシステム。

※10 トランジットモール：中心市街地やメインストリートなど商店街を歩行空間として整備するとともに、自動車の通行を制限し、バスなどの公共交通や自転車だけを通行させた安全な歩行空間のこと。